

①上位の政策名	政策目標 6 科学技術と社会の新しい関係の構築	
②施策名	施策目標 6-4 原子力の安全の確保	
③主管課及び関係課(課長名)	(主管課) 科学技術・学術政策局原子力安全課(課長:野家 彰) (関係課) 科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室(室長:小原 薫) 科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室(室長:梶田 啓悟) 科学技術・学術政策局原子力安全課保障措置室(室長:室谷 展寛)	
④基本目標及び達成目標 ア＝ 想定した以上に達成 イ＝ 想定どおり達成 ウ＝ 一定の成果が上がっているが、一部については想定どおり達成できなかった エ＝ 想定どおりには達成できなかった (ア＝ 想定した以上に順調に進捗 イ＝ 概ね順調に進捗 ウ＝ 進捗にやや遅れが見られる エ＝ 想定したどおりには進捗していない)	<p>基本目標 6-4 (基準年度:毎年度 達成年度:毎年度)</p> <p>(目標 1) 原子力の研究開発利用活動による災害及び放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため安全規制を行うとともに、核物質の適正な計量と管理を行うことにより、その平和利用を確保する。 ※なお、原子力の規制は、基本目標、達成目標を達成するに必要な十分な範囲で措置されているため、達成度合いとして「想定した以上に達成」の区分は想定されない。</p> <p>【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 イ＝原子力災害若しくは一般公衆の放射線障害の発生、核燃料物質、放射性同位元素に係る防護を破る盗取、妨害破壊行為の発生、核物質が核兵器等に転用されていないことが確認できず、疑義が発生した件数の合計件数が0件 ウ＝原子力災害若しくは一般公衆の放射線障害の発生、核燃料物質、放射性同位元素に係る防護を破る盗取、妨害破壊行為の発生、核物質が核兵器等に転用されていないことが確認できず、疑義が発生した件数の合計件数が1件 エ＝原子力災害若しくは一般公衆の放射線障害の発生、核燃料物質、放射性同位元素に係る防護を破る盗取、妨害破壊行為の発生、核物質が核兵器等に転用されていないことが確認できず、疑義が発生した件数の合計件数が複数件、または、核物質の核兵器等への転用が1件以上</p> <p>(目標 2) 国民の信頼を得るために安全規制活動の透明性を確保する。 ア＝全国民が原子力の安全確保及び平和利用について十分に理解する イ＝必要なプレス発表、ホームページ整備を行う ウ＝情報発信が不十分 エ＝情報発信を何も行わない</p> <hr/> <p>達成目標 6-4-1 (基準年度:毎年度 達成年度:毎年度) 試験研究用原子炉、核燃料物質、放射性同位元素等に係る災害及び放射線障害の発生を防止する。</p> <p>【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 イ＝原子力災害及び一般公衆の放射線障害の発生が0件 ウ＝原子力災害若しくは一般公衆の放射線障害の発生が1件 エ＝原子力災害若しくは一般公衆の放射線障害の発生が複数件</p> <hr/> <p>達成目標 6-4-2 (基準年度:毎年度 達成年度:毎年度) 核燃料物質、放射性同位元素等を防護する。</p> <p>【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 イ＝核燃料物質、放射性同位元素に係る防護を破る盗取、妨害破壊行為が発生した件数の合計件数が0件 ウ＝核燃料物質、放射性同位元素に係る防護を破る盗取、妨害破壊行為が発生した件数の合計件数が1件 エ＝核燃料物質、放射性同位元素に係る防護を破る盗取、妨害破壊行為が発生した件数の合計件数が複数件</p> <hr/> <p>達成目標 6-4-3 (基準年度:毎年度 達成年度:毎年度) 国内の核物質が、核兵器やその他の核爆発装置に転用されていないことを検認する。</p> <p>【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 イ＝核物質が核兵器等へ転用されていないことが検認された ウ＝核物質が核兵器等に転用されていないことが確認できず、疑義が発生した件数が1件 エ＝核物質が核兵器等に転用されていないことが確認できず、疑義が発</p>	<p>達成度合い又は進捗状況</p> <p>(目標 1) 想定どおり達成 (目標 2) 想定どおり達成</p> <p>想定どおり達成</p> <p>想定どおり達成</p> <p>想定どおり達成</p>

	<p>生じた件数が複数件、または、核物質が核兵器等に1件以上転用された</p> <p>達成目標6-4-4（基準年度：毎年度 達成年度：毎年度） 情報公開を通じ、透明性を確保するとともに、説明責任を果たし、国民の理解を得る。</p> <p>【達成度合い（進捗状況）の判断基準】 ア＝全国民が原子力の安全確保及び平和利用について十分に理解する イ＝必要なプレス発表、ホームページ整備を行う ウ＝情報発信が不十分 エ＝情報発信を何も行わない</p>	<p>想定どおり達成</p>
<p>⑤ 現状の分析と今後の課題</p> <p>各達成目標の達成度合い又は進捗状況（達成年度が到来した達成目標については総括）</p>	<p>達成目標6-4-1</p> <p>【平成17年度の達成度合い】 安全規制においては、安全確保が最終的な目標となっており、原子力災害や放射線障害の発生防止を達成目標としているが、目標設定に際しては、事業者が原子力施設の安全性・信頼性の確保に一義的責任を有していることを踏まえ、事業者の取組と国の規制機関の取組の結果、初めて安全性・信頼性が確保されるという認識が大前提となる。たとえば、過去において発生した事故等の原因を見ても、安全規制行政庁の規制行為の瑕疵が原因ではなく、事業者の責によるものが大多数であり、必ずしも、行政庁の規制行為の適否と原子力災害や放射線障害の発生数がリンクするものではないことを評価にあたって留意する必要がある。</p> <p>また、安全規制の成果は、当該年度のみで確認できるものではなく、原子力施設が廃止されるまでの間、継続的な取組（審査、検査等）により総合的に確保されるものであり、ある一定期間（複数年）を設け当該期間の初年度を基準年度、最終年度を達成年度と設定することは必ずしも適切とはいえない。このような状況であって政策評価期間を設定するならば毎年度が基準年度であり同時に達成年度でもあるとして、単年度で評価することが適当と考えた。この場合、実質的な評価の対象は、当該年度以前の年度も含まれたものとなり、かつ、当該年度以降に評価が修正される可能性を評価にあたって留意する必要がある。</p> <p>以上を踏まえた上で、平成17年度においても、原子力災害及び一般公衆の放射線障害の発生が0件であり、本達成目標については想定どおり達成されたと判断する。</p> <p>参考指標である、事故故障等報告件数は原子炉等規制法、放射線障害防止法をあわせて、7件であり、原因究明等を含め適切な対応をした結果が、原子力災害及び一般公衆の放射線障害の発生が0件の結果につながったものと考えられる。</p> <p>【達成目標期間全体の総括】 本目標は、基準年度、達成年度とも「毎年度」としており、「平成17年度の達成度合い」と同様である。</p> <p>達成目標6-4-2</p> <p>【平成17年度の達成度合い】 原子力の利用にあたっては、核燃料物質、放射性同位元素等の防護が必要不可欠であり、核燃料物質、放射性同位元素等を防護を破る盗取・妨害破壊行為から適切に防護することを達成目標としているが、目標設定に際しては、事業者が核燃料物質、放射性同位元素等の防護の一義的責任を有していることを踏まえ、事業者の取組と国の規制機関の取組の結果、初めてこれらの防護が確立されるという認識が大前提となる。たとえば、我が国においては核物質防護上の問題は発生していないが、仮に発生を想定したとしても、行政庁の規制行為の適否と防護を破る盗取・妨害破壊行為の発生数がリンクするものではないことを評価にあたって留意する必要がある。</p> <p>また、核燃料物質、放射性同位元素等の防護の成果は、当該年度のみで確認できるものではなく、当該物質を取り扱う期間全体をとおした継続的な取組（認可、確認等）により総合的に確保されるものであり、ある一定期間（複数年）を設け当該期間の初年度を基準年度、最終年度を達成年度と設定することは必ずしも適切とはいえない。このような状況であって政策評価期間を設定するならば毎年度が基準年度であり同時に達成年度でもあるとして、単年度で評価することが適当と考えた。この場合、実質的な評価の対象は、当該年度以前の年度も含まれたものとなり、かつ、当該年度以降に評価が修正される可能性を評価にあたって留意する必要がある。</p> <p>以上を踏まえた上で、平成17年度においても、防護が必要な核燃料物質、放射性同位元素等の防護を破る盗取・妨害破壊行為は発生していないため、本達成目標については想定どおり達成されたと判断する。</p> <p>【達成目標期間全体の総括】 本目標は、基準年度、達成年度とも「毎年度」としており、「平成17年度の達成度合い」と同様である。</p> <p>達成目標6-4-3</p> <p>【平成17年度の達成度合い】 核兵器の拡散防止と原子力の平和利用を両立させる国際的枠組みである核不拡散条約（NPT）に基づき、文部科学省は国内にある核物質が核兵器等に転用されないことを検認し、国際原子力機関（IAEA）がそれを国際的に確認している。</p> <p>具体的には、文部科学省が、国内にある核物質について、①計量により管理する、②カメラ、封印等により封じ込め/監視を行う、③現場に立ち入って査察を行う、ことを柱としたシステムにより核兵器等に転用されていないことを検認している。</p> <p>国内の核物質が、核兵器やその他の核爆発装置に転用されていないことの検認の成果は、当該年度のみで確認できるものではなく、国際約束に基づき当該物質を取り扱う期間全体をとおして実施するものであり、ある一定期間（複数年）を設け当該期間の初年度を基準年度、最終年度を達成年度と設定することは必ずしも適切とはいえない。このような状況であって政策評価期間を設定するならば毎年度が基準年度であり同時に達成年度でもあるとして、単年度で評</p>	

価することが適当と考えた。この場合、実質的な評価の対象は、当該年度以前の年度も含まれたものとなり、かつ、当該年度以降に評価が修正される可能性を評価にあたって留意する必要がある。

以上を踏まえた上で、平成17年度においても、①計量により管理する、②カメラ、封印等により封じ込め/監視を行う、③現場に立ち入って査察を行う、ことを柱としたシステムのうち定型化している部分については原子炉等規制法に基づき指定された財団法人核物質管理センターが実施するという効率化を図った上で、文部科学省は、国内にある核物質が核兵器等に転用されないことが検認され、本達成目標については想定どおり達成されたと判断する。

参考指標である、平成17年の査察業務量は2406人日である。新たな保障措置手法の開発や定型業務の財団法人核物質管理センターへの移管等を通じた査察業務の効率化によりIAEAの要求を満たしている。

なお、平成18年6月にはIAEAが日本にある核物質がIAEAの保障措置活動の下に平和利用されているとの趣旨の発表がなされ、国及び財団法人核物質管理センターが行う検認活動は高く評価されているところ。

【達成目標期間全体の総括】

本目標は、基準年度、達成年度とも「毎年度」としており、「平成17年度の達成度合い」と同様である。

達成目標6-4-4

【平成17年度の達成度合い】

情報公開を通じ、透明性を確保するとともに、説明責任を果たし、国民の理解を得るために、プレス発表、ホームページ整備を行っている。

参考指標である、プレス発表件数、パブリックコメントとして提出された意見数、各種説明会への参加人数は、それぞれ、86件、20件、0件である。

プレス発表は、提供すべき情報が発生した時点で適宜行うべきものであり、その回数的大小が直接評価につながるものではないが、活発な発表が行われていると評価する。

パブリックコメントとして提出された意見数は、コメント対象となる規則等の内容によっても左右されるものであり、その回数的大小が直接評価につながるものではないが、必要なパブリックコメントが行われていると評価する。

各種説明会への参加人数は、主催した説明会が無かったために0件であるが、放射線障害防止法の改正に伴い、公益法人等が主催する各種の講習会に講師を派遣し説明を行っており、説明責任は果たしていると評価する。

また、ホームページの整備については、プレス発表資料の掲載、改正された法律の解説掲載、各種会議の開催情報等の掲載を行っており、必要な情報発信を行っているとして評価する。

【達成目標期間全体の総括】

本目標は、基準年度、達成年度とも「毎年度」としており、「平成17年度の達成度合い」と同様である。

施策目標（基本目標）の達成度合い又は進捗状況

【平成17年度の達成度合い】

「原子力の研究開発利用活動による災害及び放射線による障害を防止し、公共安全を確保するため安全規制を行うとともに、核物質の適正な計量と管理を行うことにより、その平和利用を確保する。国民の信頼を得るために安全規制活動の透明性を確保する。」という基本目標は、各達成目標から構成されており、各達成目標が「想定どおり達成」となったことを受けて、基本目標についても「想定どおり達成」と評価する。

【基本目標期間全体の総括】

本目標は、基準年度、達成年度とも「毎年度」としており、「平成17年度の達成度合い」と同様である。

今後の課題（達成目標等の追加・修正及びその理由を含む）

原子力の安全及び平和利用の確保という目標の性質上、今後とも目標が達成され続ける必要があり、平成17年度の達成目標を今後とも達成目標とし続ける。

評価結果の18年度以降の政策への反映方針

達成目標6-4-1

試験研究用原子炉、核燃料物質、放射性同位元素等に係る災害及び放射線障害の発生を防止するという目標の性質上、今後とも目標が達成され続ける必要があり、そのために必要となる、技術開発成果、IAEAにおける安全基準等の検討結果、高経年化対策や改訂耐震指針への対応など、最新の知見、国際的な基準、指針類等の取り入れに努める。

達成目標6-4-2

核燃料物質、放射性同位元素等を防護するという目標の性質上、今後とも目標が達成され続ける必要があり、そのために必要となる、調査等を行うとともに、防護の充実強化を図り、必要に応じ新たな人員配置を講じる。

達成目標6-4-3

核物質が、核兵器やその他の核爆発装置に転用されていないことを検認するという目標の性質上、今後とも目標が達成され続ける必要があり、そのために引き続き必要となる、文部科学省が財団法人核物質管理センターの専門的知見を活用しつつ行う、国内の核物質が核兵器等に転用されていないことの検認を実施するとともに、検認のための手法の開発等も実施する。

達成目標6-4-4

情報公開を通じ、透明性を確保するとともに、説明責任を果たし、国民の理解を得るという目標の性質上、今後とも目標が達成され続ける必要があり、そのために必要となる、プレス発表、ホームページ整備を引き続き行う。

⑥指標	指標名	13	14	15	16	17
	原子力災害の発生件数 (達成目標6-4-1関係)	0	0	0	0	0
	一般公衆の放射線障害の発生件数 (達成目標6-4-1関係)	0	0	0	0	0
	核燃料物質に係る防護を破る盗取件数 (達成目標6-4-2関係)	0	0	0	0	0
	核燃料物質に係る防護を破る妨害破壊行為件数 (達成目標6-4-2関係)	0	0	0	0	0
	放射性同位元素に係る防護を破る盗取件数 (達成目標6-4-2関係)	0	0	0	0	0
	放射性同位元素に係る防護を破る妨害破壊行為件数 (達成目標6-4-2関係)	0	0	0	0	0
	核物質を核兵器等に転用した件数 (達成目標6-4-3関係)	0	0	0	0	0
参考指標	原子炉等規制法に基づく事故報告件数 (達成目標6-4-1関係)	2	4	3	2	3
	放射線障害防止法に基づく事故故障等報告件数 (達成目標6-4-1関係)	4	1	5	4	4
	査察業務量(暦年を使用、単位は人日) (達成目標6-4-3関係)	2399	2341	2280	2543	2406
	プレス発表件数(法令報告を除く) (達成目標6-4-4関係)	17	57	50	83	86
	パブリックコメントとして提出された意見数 (達成目標6-4-4関係)	0	63	170	107	20
	各種説明会への参加人数 (達成目標6-4-4関係)	0	101	0	98	0
⑦評価に用いたデータ・資料・外部評価等の状況	・国際原子力機関(IAEA)による保障措置実施報告書					
⑧主な政策手段 (過去に新規・拡充事業評価を実施し、平成18年度に達成年度が到来する事業については総括)	政策手段の名称 (上位達成目標 [17年度予算額])	政策手段の概要				17年度の実績 (得られた効果、効率性、有効性等)
	原子炉等規制法に基づく安全規制の実施 (達成目標6-4-1) (達成目標6-4-2) [124百万円]	<p>原子炉等規制法に基づく以下の規制措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種許認可申請に係る審査 ・事業者に対する検査・確認 ・法令違反に対する行政処分 <p>原子炉等規制法施行に必要なデータベースの整備</p> <p>国内外の施設において発生した事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラブルの水平展開 				<p>[得られた効果]</p> <p>原子炉施設等の安全が確保され、原子力災害の発生が防止された。</p> <p>核燃料物質が防護された。</p> <p>[事務事業等による活動量]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験研究炉の使用変更許可 14件 ・試験研究炉の施設検査(15施設に対し) 21件 ・試験研究炉の保安規定変更認可 23件 ・試験研究炉の保安検査(15施設に対し) 48件 ・核燃料使用施設の使用変更許可(炉規法第41条該当施設16施設に対し) 43件 ・核燃料使用施設の施設検査(16施設に対し) 14件 ・核燃料使用施設の保安規定変更認可 23件 ・核燃料使用施設の保安検査 64件

<p>放射線障害防止法に基づく安全規制の実施 (達成目標 6-4-1) (達成目標 6-4-2) [81 百万円]</p>	<p>放射線障害防止法に基づく以下の規制措置 ・各種許認可申請に係る審査 ・事業者に対する立入検査 ・登録機関による認証、検査、講習等の実施 ・法令違反に対する行政処分</p> <p>放射線障害防止法施行に必要なデータベース等の整備</p> <p>管理下でない放射性同位元素に係る全事業者に対する点検通知</p>	<p>[得られた効果] 放射性同位元素使用施設等の安全が確保され、一般公衆の放射線障害の発生が防止された。</p> <p>放射性同位元素が防護された。</p> <p>[事務事業等による活動量] ・許可届出処理件数 16,856 件 ・立入検査実施回数 187 回 ・6月1日の改正法施行により、指定機関から登録機関に移行完了 ・行政処分回数 1 回</p>
<p>最新の知見、国際的な基準、指針類の取り入れ (達成目標 6-4-1) (達成目標 6-4-2) [18 百万円]</p>	<p>IAEA の国際検討会等への参加</p> <p>諸外国との情報交換</p> <p>放射線審議会での検討</p>	<p>[得られた効果] 規制の合理化、高度化等により、安全の向上につながった。</p> <p>規制の合理化、高度化等により、核燃料物質、放射性同位元素の防護の向上につながった。</p>
<p>核物質防護の充実強化 (達成目標 6-4-2) [47 百万円]</p>	<p>我が国の核物質防護の新運用体制を確立、整備促進するための調査を行う。</p> <p>法令改正により、原子力事業者等に設計基礎脅威に対応した防護措置が義務づけられた。</p> <p>法令改正により、防護措置の実効性を確認するための検査制度が導入された。</p> <p>法令改正により、防護情報の管理徹底のため、防護措置の業務を行う国家公務員、原子力事業者等に対し守秘義務（罰則付き）が課された。</p>	<p>[得られた効果] 規制の合理化、高度化等により、核燃料物質の防護の向上につながった。</p>
<p>放射線源のセキュリティ確保のための体制整備 (達成目標 6-4-2)</p>	<p>ボルドー会議等の IAEA 主催の会合に出席した。</p> <p>放射線安全規制検討会の下に専門の WG を設置した。</p> <p>放射線源のセキュリティに係る国際動向、線源登録システムのあり方に関して委託調査を実施した。</p> <p>セキュリティ対策に関する注意喚起文書を発出した。</p> <p>放射線源の輸出入について、経済産業省と連携し、輸出貿易管理令の改正等により規制スキームを整備した（1月施行）。</p>	<p>[得られた効果] 放射性同位元素の防護の向上につながった。</p>
<p>保障措置の実施 (達成目標 6-4-3) [3,841 百万円]</p>	<p>国内にある核物質について、 ①計量により管理する ②カメラ、封印等により封じ込め/監視を行う ③現場に立ち入って査察を行う ことを柱としたシステムにより核兵器等に転用されていないことを検認し、またその手法の開発等を実施した。</p>	<p>[得られた効果] 国内にある核物質が核兵器等に転用されていないことが検認できた。</p> <p>また、平成18年6月には IAEA が日本にある核物質が IAEA の保障措置活動の下に平和利用されているとの趣旨の発表がなされている。</p>
<p>ホームページを活用した国民への情報提供 (達成目標 6-4-4)</p>	<p>事故・トラブル等の発生時に、ホームページにより情報提供を行った。</p> <p>審議会、検討会等の開催にあたって、ホームページにより情報提供を行った。開催後には、原則資料をホームページにより公開した。</p>	<p>[得られた効果] 情報公開を通じ、行政の透明性の向上につながった。</p>

		<p>パブリックコメント実施時に、ホームページにより情報提供を行った。</p> <p>6月1日の改正R I 法施行に関し、ホームページにおいて改正内容等を詳細に解説した。</p> <p>放射性物質の発見時の対応について、事業者以外を対象としたパンフレットをホームページにより公開した。</p>	
	<p>プレスへの積極的な情報提供 (達成目標 6-4-4)</p>	<p>事故・トラブル等の発生時に、プレス発表により情報提供を行った。</p> <p>審議会、検討会等の開催にあたって、プレス発表により情報提供を行った。</p> <p>パブリックコメント実施時に、プレス発表により情報提供を行った。</p>	<p>[得られた効果] 情報公開を通じ、行政の透明性の向上につながった。</p>
⑨備考			
⑩政策評価担当部局の所見	<p>※原子力の安全の確保に係る組織・体制の在り方に関する目標及び指標を設定することを検討すべき。</p>		

施策目標6-4(原子力の安全の確保) 平成17年度実績評価の結果の概要

